

富山県告示第163号

富山県総合福祉会館の利用料金の額についての一部改正について

富山県総合福祉会館の利用料金の額について（平成26年富山県告示第150号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表の映写設備及び視聴覚機器の項中「1,630」を「1,660」に、「21,600」を「22,000」に、「2,710」を「2,760」に、「860」を「880」に、「2,160」を「2,220」に改め、同表の照明設備の項中「2,810」を「2,860」に、「1,630」を「1,660」に、「550」を「560」に改め、同表の音響設備の項中「2,710」を「2,760」に、「2,490」を「2,540」に、「720」を「730」に、「1,030」を「1,050」に、「1,340」を「1,360」に、「1,630」を「1,660」に改める。

(厚生企画課)

富山県告示第164号

富山県民会館の利用料金の額についての一部改正について

富山県民会館の利用料金の額について（平成18年富山県告示第236号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表の楽器の項中「11,620」を「11,840」に、「5,970」を「6,080」に、「1,510」を「1,540」に改め、同表の舞台設備及び道具類の項中「4,870」を「4,960」に、「5,950」を「6,060」に、「270」を「280」に、「1,630」を「1,660」に、「1,940」を「1,980」に、「2,710」を「2,760」に、「330」を「340」に、「7,200」を「7,330」に、「5,240」を「5,340」に、「1,510」を「1,540」に、「3,020」を「3,080」に、「1,080」を「1,100」に改め、同表の映写設備及び視聴覚機器の項中「9,190」を「9,360」に、「3,390」を「3,450」に、「2,160」を「2,200」に、「1,630」を「1,660」に、「860」

を「880」に、「760」を「770」に、「2,930」を「2,980」に改め、同表の照明設備の項中「9,260」を「9,430」に、「4,870」を「4,960」に、「1,410」を「1,440」に、「1,300」を「1,320」に、「3,020」を「3,080」に、「270」を「280」に、「2,060」を「2,100」に、「550」を「560」に、「650」を「660」に、「1,630」を「1,660」に改め、同表の音響設備の項中「3,240」を「3,300」に、「2,490」を「2,540」に、「720」を「730」に、「1,030」を「1,050」に、「1,540」を「1,570」に、「1,340」を「1,370」に、「650」を「660」に、「1,630」を「1,660」に改め、同表のその他の項中「1,630」を「1,660」に、「550」を「560」に、「330」を「340」に改める。

(文化振興課)

富山県告示第165号

富山県教育文化会館の利用料金の額についての一部改正について

富山県教育文化会館の利用料金の額について（平成18年富山県告示第237号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表の楽器の項中「11,620」を「11,840」に、「5,760」を「5,870」に、「1,510」を「1,540」に、「5,950」を「6,060」に改め、同表の舞台設備及び道具類の項中「4,870」を「4,960」に、「270」を「280」に、「1,630」を「1,660」に、「1,940」を「1,980」に、「2,710」を「2,760」に、「330」を「340」に、「7,200」を「7,330」に、「3,670」を「3,740」に、「1,510」を「1,540」に、「3,020」を「3,080」に改め、同表の映写設備及び視聴覚機器の項中「1,630」を「1,660」に、「860」を「880」に、「2,930」を「2,980」に、「2,160」を「2,200」に改め、同表の照明設備の項中「9,260」を「9,430」に、「4,870」を「4,960」に、「1,410」を「1,440」に、「1,300」を「1,320」に、「3,020」を「3,080」に、「270」を「280」に、「2,060」を「2,100」に、「550」を「560」に、「1,630」を「1,660」に改め、同表の音

響設備の項中「3,240」を「3,300」に、「2,060」を「2,100」に、「720」を「730」に、「1,030」を「1,050」に、「1,540」を「1,570」に、「1,630」を「1,660」に、「1,340」を「1,370」に改め、同表のその他の項中「1,230」を「1,250」に改める。

(文化振興課)

富山県告示第166号

富山県高岡文化ホールの利用料金の額についての一部改正について

富山県高岡文化ホールの利用料金の額について（平成18年富山県告示第238号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表の楽器の項中「11,620」を「11,840」に、「5,970」を「6,080」に、「1,510」を「1,540」に改め、同表の舞台設備及び道具類の項中「4,870」を「4,960」に、「1,630」を「1,660」に、「5,950」を「6,060」に、「270」を「280」に、「1,080」を「1,100」に、「1,940」を「1,980」に、「2,710」を「2,760」に、「330」を「340」に、「7,200」を「7,330」に、「1,510」を「1,540」に、「3,020」を「3,080」に改め、同表の映写設備及び視聴覚機器の項中「9,190」を「9,360」に、「3,390」を「3,450」に、「3,020」を「3,080」に、「860」を「880」に、「760」を「770」に、「2,930」を「2,980」に、「2,160」を「2,200」に改め、同表の照明設備の項中「9,260」を「9,430」に、「4,870」を「4,960」に、「2,160」を「2,200」に、「1,410」を「1,440」に、「1,300」を「1,320」に、「3,020」を「3,080」に、「270」を「280」に、「2,060」を「2,100」に、「1,080」を「1,100」に、「550」を「560」に、「1,630」を「1,660」に改め、同表の音響設備の項中「3,240」を「3,300」に、「2,710」を「2,760」に、「2,490」を「2,540」に、「2,060」を「2,100」に、「720」を「730」に、「1,030」を「1,050」に、「1,540」を「1,570」に、「1,340」を「1,370」に、「650」を「660」

に、「1,630」を「1,660」に改め、同表のその他の項中「1,230」を「1,250」に改める。

(文化振興課)

富山県告示第167号

富山県新川文化ホールの利用料金の額についての一部改正について

富山県新川文化ホールの利用料金の額について（平成18年富山県告示第239号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表の楽器の項中「11,620」を「11,840」に、「5,970」を「6,080」に、「1,510」を「1,540」に、「5,950」を「6,060」に改め、同表の舞台設備及び道具類の項中「4,870」を「4,960」に、「2,160」を「2,200」に、「5,950」を「6,060」に、「270」を「280」に、「1,630」を「1,660」に、「1,940」を「1,980」に、「2,710」を「2,760」に、「330」を「340」に、「7,200」を「7,330」に、「3,670」を「3,740」に、「1,510」を「1,540」に、「3,020」を「3,080」に改め、同表の映写設備及び視聴覚機器の項中「9,190」を「9,360」に、「3,390」を「3,450」に、「2,160」を「2,200」に、「1,630」を「1,660」に、「860」を「880」に、「760」を「770」に、「2,930」を「2,980」に、「3,350」を「3,410」に改め、同表の照明設備の項中「9,260」を「9,430」に、「4,870」を「4,960」に、「1,410」を「1,440」に、「1,300」を「1,320」に、「3,020」を「3,080」に、「270」を「280」に、「2,060」を「2,100」に、「550」を「560」に、「650」を「660」に、「760」を「770」に、「1,630」を「1,660」に改め、同表の音響設備の項中「3,240」を「3,300」に、「2,490」を「2,540」に、「720」を「730」に、「1,030」を「1,050」に、「1,540」を「1,570」に、「1,340」を「1,370」に、「1,630」を「1,660」に改め、同表のその他の項中「1,230」を「1,250」に改める。

(文化振興課)

富山県告示第168号

富山県民小劇場の利用料金の額についての一部改正について

富山県民小劇場の利用料金の額について（平成18年富山県告示第240号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表の楽器の項中「5,970」を「6,080」に改め、同表の舞台設備及び道具類の項中「1,630」を「1,660」に、「1,080」を「1,100」に、「330」を「340」に、「270」を「280」に改め、同表の映写設備及び視聴覚機器の項中「3,390」を「3,450」に、「860」を「880」に、「2,930」を「2,980」に、「2,160」を「2,200」に、「760」を「770」に、「1,630」を「1,660」に改め、同表の照明設備の項中「4,970」を「5,060」に、「2,490」を「2,540」に、「980」を「1,000」に、「1,080」を「1,100」に、「550」を「560」に、「1,630」を「1,660」に、「1,410」を「1,440」に、「1,300」を「1,320」に改め、同表の音響設備の項中「2,710」を「2,760」に、「720」を「730」に、「1,030」を「1,050」に、「1,540」を「1,570」に、「1,630」を「1,660」に、「2,490」を「2,540」に改め、同表のその他の項中「550」を「560」に改める。

(文化振興課)

富山県告示第169号

高志の国文学館の使用料の額についての一部改正について

高志の国文学館の使用料の額について（平成24年富山県告示第317号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「2,930円」を「2,980円」に、「2,490円」を「2,540円」に改める。

(文化振興課)

富山県告示第170号

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正について

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料について（昭和51年富山県告示第313号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1の第4号中「1.08」を「1.10」に改める。

3の表中「14,580円」を「14,850円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「1,400円」を「1,430円」に改める。

4の表産科診療料の項中「97,200円」を「99,000円」に、「129,600円」を「132,000円」に、「162,000円」を「165,000円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「37,800円」を「38,500円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「16,200円」を「16,500円」に改め、同表歯科診療料の項中「37,800円」を「38,500円」に、「24,940円」を「25,400円」に、「59,400円」を「60,500円」に、「53,470円」を「54,460円」に、「54,860円」を「55,880円」に、「76,980円」を「78,400円」に、「60,600円」を「61,730円」に、「11,560円」を「11,780円」に、「57,310円」を「58,370円」に、「60,890円」を「62,020円」に、「77,980円」を「79,420円」に、「190,510円」を「194,040円」に、「166,410円」を「169,490円」に、「150,680円」を「153,470円」に、「132,510円」を「134,960円」に、「110,530円」を「112,580円」に、「25,390円」を「25,860円」に、「21,830円」を「22,230円」に、「19,600円」を

「19,960円」に、「12,130円」を「12,360円」に、「133,250円」を「135,720円」に、「67,320円」を「68,570円」に、「97,840円」を「99,650円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「25,840円」を「26,320円」に、「105,110円」を「107,060円」に、「100,790円」を「102,660円」に、「1,400円」を「1,420円」に、「960円」を「970円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「13,880円」を「14,140円」に、「3,160円」を「3,220円」に、「23,020円」を「23,450円」に、「21,640円」を「22,040円」に、「64,800円」を「66,000円」に、「42,120円」を「42,900円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表遺伝子検査料の項中「12,960円」を「13,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「216,000円」を「220,000円」に、「248,400円」を「253,000円」に、「37,800円」を「38,500円」に改め、同表その他の使用料の項中「5,400円」を「5,500円」に改める。

5の表中「1,780円」を「1,820円」に、「3,010円」を「3,060円」に、「6,210円」を「6,320円」に改める。

6の表中「5,830円」を「5,940円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,590円」を「2,640円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,730円」を「1,760円」に改める。

(医務課)

富山県告示第171号

富山県美術館の特別観覧料の額についての一部改正について

富山県美術館の特別観覧料の額について（昭和56年富山県告示第688号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「2,050円」を「2,100円」に、「4,100円」を「4,200円」に改める。

(教・生涯学習・文化財室)

富山県告示第172号

富山県水墨美術館の特別観覧料の額についての一部改正について
富山県水墨美術館の特別観覧料の額について（平成11年富山県告示第294号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

本文中「第6条第3項」を「第10条第3項」に改める。

表中「2,050円」を「2,100円」に、「4,100円」を「4,200円」に改める。

附 則

この告示は、平成31年10月1日から施行する。ただし、本文の改正規定は、公表の日から施行する。

(教・生涯学習・文化財室)

富山県企業局告示第1号

富山県ゴルフ練習場貸出料の額についての一部改正について
富山県ゴルフ練習場貸出料の額について（平成3年富山県企業局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成31年10月1日から施行する。

なお、この告示の施行前に発行した富山県ゴルフ練習場の貸出料（ボール）に係る1,080円券、2,160円券、3,240円券、5,400円券及び10,800円券でこの告示の施行の際現に効力を有するものは、なお引き続き使用することができる。

平成31年3月29日

富山県公営企業管理者 山 本 修

表を次のように改める。

区 分			午前6時から 午前9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後11時まで
1,100円券	貸 出 料 (ボール)	平日	7.70円	9.90円	11.00円
		土曜日、	7.70円	11.00円	11.00円

	1 球	日曜日、 祝祭日			
2,200円券	貸出料 (ボール)	平日	7.70円	9.90円	11.00円
		土曜日、	7.70円	11.00円	11.00円
	1 球	日曜日、 祝祭日			
3,300円券	貸出料 (ボール)	平日	7.34円	9.43円	10.48円
		土曜日、	7.34円	10.48円	10.48円
	1 球	日曜日、 祝祭日			
5,500円券	貸出料 (ボール)	平日	7.00円	9.00円	10.00円
		土曜日、	7.00円	10.00円	10.00円
	1 球	日曜日、 祝祭日			
11,000円券	貸出料 (ボール)	平日	6.70円	8.61円	9.57円
		土曜日、	6.70円	9.57円	9.57円
	1 球	日曜日、 祝祭日			

(企・経営管理課)